

年金受給者のみなさまへ 「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう！

老齢年金等（老齢または退職を支給事由とする年金）には、所得税法上、「雑所得」として所得税がかかります（障害年金や遺族年金には税金はかかりません）。所得税は受け取る年金から源泉徴収されますが、源泉徴収の対象となるのは年金額が158万円以上の方のみです（65歳未満の方は108万円以上）。

所得税には、納税者の税を負担する能力に応じた課税を行うために各種の控除が設けられています。公的年金等に係る源泉徴収の際にこの控除を受けるためには、あらかじめ「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（ハガキ）」（以下、「扶養親族等申告書」といいます）を提出しなければなりません。

この扶養親族等申告書は、毎年11月上旬までに日本年金機構から対象となる年金受給者の方に送付されますので、必要事項を記入の上、すみやかに返送してください。なお、今年の提出期限については、12月3日となっています。

扶養親族等申告書は、所得税の控除を受けるための大切な届書です。申告書が提出されないと、控除申告がないものとして扱われてしまいますので、忘れずに提出してください。

ああ!そういうことだったんだ!

年金記録に関する、よくある『誤解による相談事例』

年金事務所などによせられた、年金記録に関する単純な誤解や勘違いによる質問の中で、簡単な説明ですぐにご理解や納得をいただいた事例を紹介します。

(1) 国民年金記録

年金手帳では昭和35年10月1日加入となっているのに、日本年金機構の年金記録では昭和36年4月1日加入となっているのはなぜですか？

**国民年金保険料の納付は
昭和36年4月から始まりました。**

昭和35年10月から昭和36年3月までは、国民年金法の準備期間となり、保険料の納付は昭和36年4月から始まりました。したがって、年金の加入記録は「昭和36年4月1日加入」と表示しています。

結婚してサラリーマンである夫の扶養配偶者であったのに、昭和61年4月までの国民年金第3号被保険者の記録が漏れています。

**国民年金第3号の制度は
昭和61年4月から始まりました。**

昭和61年3月までは、厚生年金保険加入者の被扶養配偶者となっている場合には、国民年金への強制加入義務はなく、任意加入とされていました。（任意加入をしなくても、「カラ期間」※1として年金の受給資格期間に含めることができます。）

※1. カラ期間：受給資格期間をみる場合に、期間の計算には入れるが、年金額には反映されない期間。

(2) 厚生年金記録

厚生年金保険被保険者証では昭和17年1月1日加入となっているのに日本年金機構から送られてきた記録には昭和17年6月1日加入となっているのはなぜですか？

**厚生年金保険料の納付は
昭和17年6月から始まりました。**

昭和17年1月に創設された「労働者年金保険法」※1は、昭和17年5月まで施行準備期間とし、昭和17年6月から保険料の徴収を開始しました。

※2. 「労働者年金保険法」は、昭和19年10月より「厚生年金保険法」に改称されました。

厚生年金記録では、昭和19年10月から加入となっていますが、それ以前から会社に勤務していたので記録漏れでしょうか？

**昭和19年10月から事務職の方や女性も
厚生年金保険に加入できるようになりました。**

厚生年金保険法では過去に度々、適用業種の拡大を行っており、昭和19年6月から事務職の方や女性の適用受付を始め、昭和19年9月までを準備期間とし、昭和19年10月より保険料の徴収を開始しました。

ちなみに同時期に、常時5人以上の従業員がいる法人事業所も厚生年金保険の適用事業所になりました。